

グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2019 年第 1 号

今回のテーマ:個人所得税法に関する特別付加控除及び年一回性賞与の規定

2018 年 12 月、『個人所得税特別付加控除暫定弁法』、『個人所得税特別付加控除操作弁法 (試行)』、『個人所得税法改訂後の優遇政策の移行問題に関する通知』などが相次いで公布され、 個人所得税法に関する特別付加控除の規定を明確化させ、並びに実施細則に対してより明確な規定を施行した。

今回は改正後の個人所得税に関する申告方法、特別付加控除及び年一回性賞与に関する個人 所得税優遇政策の継続について紹介する。

主な内容

- 一、徴収申告方法
- 累計源泉徴収法
 - 1、月度予定納税、年度確定申告

2019年1月1日から、源泉徴収義務者は居住者に対して給与所得を支払う際、「累計源泉徴収法」で予定納税額を計算し、毎月全従業員から全額を徴収申告しなければならない。

2、年度税率表を使用、「累計源泉徴収法 |

累計源泉徴収法は特定月の源泉徴収額の計算において、年初から当月までの累計所得額から累計免税額、累計控除費用、累計専門項目控除、累計特別付加控除及び法律で認められるその他控除を差し引いた金額を累計課税所得額とし、これに年間所得税率を適用して累計源泉徴収額を算出した上で、個人所得税予定納税表一を適用し、前月までの源泉徴収額を差し引いて当月の源泉徴収額を計算するという方法である。

個人所得稅予定納稅表一

(居住者個人給与、所得予定納税適用)

級数	累計源泉徴収額	予定納税率 (%)	計算控除数
1	36,000 元まで	3	0
2	36,000 元超 144,000 元まで	10	2,520
3	144,000 元超 300,000 元まで	20	16,920
4	300,000 元超 420,000 元まで	25	31,920
5	420,000 元超 660,000 元まで	30	52,920
6	660,000 元超 960,000 元まで	35	85,920
7	960,000 元超	45	181,920

● 分類課税と総合課税の結合

- 1、給与所得、役務報酬、原稿料、特許権使用料を総合所得とする。その内、役務報酬、原稿料、特許権使用料の徴収は従来の方法に従って実行し、個人は年度確定申告をしなければならない。
- 2、利息、配当金、賞与、財産賃貸所得、財産譲渡所得は依然として分類課税により納税する。

二、特別付加控除

● 特別付加控除---一般規定

控除	按 降					
項目	標準控除額	定義	特殊規定	準備·保存資料		
子女教育	子供一人につき毎月1,000人民元	就学前教育; 全日制の学校教育; 海外を含めた上記の教育; 病気やその他の非主観的な理由で休学、学籍が 継続している休学期間や、教育機関が卒業生に対 して実施する夏休みや冬休みなどの休暇を含む。		海外教育:海外学校の採用 通知書、留学ビザなど関連教 育の証明資料		
継 続 教	毎月400人民元。 同一学校教育の控除期間は48ヶ月を 超えて享受できない	中国国内での学校継続教育; 病気やその他の非主観的な理由で休学、学籍が 継続している休学期間や、教育機関が卒業生に対 して実施する夏休みや冬休みなどの休暇を含む。	個人が本科及びその以下の学校継続教育を受け、親が子女教育支 出の項目から控除するか、本人による継続教育から控除するかを選択 することができる。			
育	当該証明書を取得した当年に定額 3,600人民元を控除	技能資格継続教育、専門技能職業資格継続教育		関連証明書		
住宅ローン金利	・ 毎月1,000人民元。 但し、240ヶ月を超えて享受できない。	納税者あるいは配偶者; 単独あるいは共同で中国国内の住宅を購入; 商業銀行の住宅ローンあるいは住宅積立金の個 人住宅ローンを利用; 初めて購入する住宅に係る住宅ローン金利	納税者が初めて購入する住宅に係る住宅ローン金利の控除を一回のみ利用; 初めての住宅ローン金利:初めて住宅を購入する時に係る住宅ローン金利を指す; 夫婦のどちらかが控除することができ、控除方式は1つの納税年度内に変更不可; 夫婦が結婚前にそれぞれ住宅を購入する際に発生した、初めて購入する住宅に係る住宅ローン金利は、結婚後にその一組の住宅を選び、購入者の全額から控除することができ、夫婦がそれぞれ購入した最初の住宅をそれぞれ控除基準の50%で控除することができる。そして控除方式は1つの納税年度内に変更してはならない。	住宅ローン契約、貸付返済支 出証憑		
住宅家賃	●直轄市、省都(首府)都市、計画 単列市及び国務院が確定したその他の 都市では、標準控除額は毎月1,500人 民元。 ●その他市区の戸籍人口が100万人を 超える都市では、標準控除額は毎月 1,100人民元。 ●その他市区の戸籍人口が100万人 以下の都市では、標準控除額は毎月 800人民元。	納税者は主要勤務都市に住宅を有しない場合に 発生する住宅家賃支出。	納税者の配偶者が納税者の主要勤務都市に住宅を有している場合、納税者は主要勤務都市に住宅を有しているものと看做す;市域の人口は国家統計局が公表したデータに準ずる。主要勤務都市:納税者が雇われる所在地都市のすべての行政区域; 納税者の雇用単位がない場合、その総合所得の確定申告を行う税務機関の所在都市である。 夫婦双方の主要勤務都市が同じ場合、一方のみによって控除する;賃貸契約を締拾した契約者から控除する;納税者とその配偶者は一つの納税年度内にそれぞれ住宅ローン利息の控除と住宅家賃の特別附加控除を利用することはできない。	住宅契約;協議書		
老人扶養		あるいは子供が既に死亡した60歳以上の祖父母の	非一人っ子は均等に配賦するか、協議により配賦するか、または被扶 養者によって指定配賦するか。なお指定配賦は協議配賦より優先され る。具体的な配賦方式は、1つの納付年度内で変更してはならない。	協議書または指定配賦の書面配賦契約		
大病医療	累計で15,000人民元を超えた部分は 実際に控除可、控除上限は80,000人 民元。	医療保障情報システムが記録する医療費用のうち、医療費精算後の個人負担部分(即ち、医療保険の範囲内の自己負担部分)。	本人または配偶者からの控除を選択することができる; 未成年の子女が発生した医薬費用の支出は親の一方から控除することができる; 納税者とその配偶者、未成年の子女に発生した医薬費用は、それぞれ控除額を計算しなければならない。	医療サービスの料金と医療保険の精算に関連する証憑の原本あるいはコピー; あるいは医療保障部門が提出した納税年度の医薬費用のリスト		

● 特別付加控除---外国籍個人

外国籍個人	2021 年 12月 31 日迄	2022年1月1日以降	
控除方法	居住者納税者とみなされる:中国籍と同じ 居住者納税者とみなされない:従来通り、六つの特別付加控除はなく、年度確定申告もない。		
手当政策	●従来の住宅手当、子女教育費手当、帰省旅費等の免税優遇。●個人所得税特別付加控除も適用可。同時に両方の享受は不可。	住宅手当、子女教育費手当、帰 省旅費等の免税優遇を享受不可 、特別付加控除を適用。	

三、年一回性賞与に関する優遇政策の継続

● 年一回性當与優遇政策

	2021 年 12 月 31 日迄	2022年1月1日以降
居住者個人が取 得した年一回性賞 与	●当年度総合所得に算入せず、月次平均額を計算し、月率に換算された総税率表で税率及び計算控除数を確定し、単独納税。 課税所得 = 年一回性賞与 × 適用税率 - 計算控除数 ●当年度の総合所得として納付することも可能。	当年度の総合所得として個人所得税を計算、納付しなければならない。
中央企業責任者 が延期して取得し たインセンティブ及 び任期賞与	当年度総合所得に算入せず、①と同様。	別途規定する。

お見逃しなく:

- ▶ 企業は企業自身が支払った給与のみを累計計算する。新入社員は確定申告をする必要がある。
- ▶ 企業は従業員の六つの特別付加控除申請を拒否することができない。虚偽申請に対して責任 を負わない。税務局が疑義をもって調査する場合、企業は協力しなければならない。

以上

© 2019 致同会計師事務所 (特殊普通パートナーシップ) 。版権所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。

WEIROSH THORNESS (特殊・第25 At. Swift) (#Crant Thornton International Ltd. (GTIL 新聞国際) のメンバーファーム

致同会計師事務所(特殊普通パートナーシップ)はGrant Thornton International Ltd(GTIL,致同国際)のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL(致同国際)はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。

当該速報に含まれる情報は参考の用のみに使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。